

秋田駅東第三地区 区画整理だより

Communication
第 45 号
2013年6月18日

“ともにつくり ともに生きる人・まち・くらし”
発行 秋田駅東地区土地区画整理工事事務所
〒010-0851 秋田市手形字山崎44番地3
Tel (018)834-2204 Fax (018)832-9931
E-mail ro-urek@city.akita.akita.jp

平成25年度事業について

秋田駅東第三地区東側区域の道路築造や建物移転などを中心に事業を進めます。

<当初予算額>

秋田駅東第三地区土地区画整理事業	1, 404, 888 千円
秋田駅東第三地区土地区画整理事業推進用地	45, 000 千円
合 計	1, 449, 888 千円

秋田駅東第三地区	24年度末	25年度末
進捗率(事業費ベース)	約51%	約54%（見込み）

- ◆道路整備 都市計画道路2路線（駅東二号線および山崎広面線）の整備工事
区画道路8路線の整備工事
- ◆建物移転 33戸
- ◆その他 建物調査、測量、事業推進用地取得、土地区画整理審議会等

平成5年度から平成24年度までの事業費の推移（補正を含む）

年 度	事 業 費	年 度	事 業 費
平成5年度	408百万円	平成15年度	626百万円
平成6年度	715百万円	平成16年度	604百万円
平成7年度	1,364百万円	平成17年度	1,369百万円
平成8年度	1,101百万円	平成18年度	1,369百万円
平成9年度	1,355百万円	平成19年度	1,327百万円
平成10年度	1,004百万円	平成20年度	1,322百万円
平成11年度	754百万円	平成21年度	1,382百万円
平成12年度	618百万円	平成22年度	1,203百万円
平成13年度	1,191百万円	平成23年度	1,158百万円
平成14年度	911百万円	平成24年度	1,779百万円

駅東会議室の利用について

日頃、駅東会議室をご利用いただきありがとうございます。

駅東会議室は、平成12年に新築して以来、事業に関連した集会や各町内会の会合については無料で使用許可し、皆さまの利便を図ってきたものですが、会議室を利用した方から、前に使った人が「灯油の補充をしていない」「ゴミを持ち帰っていない」「トイレの掃除をしていない（きたない）」などという指摘が後を絶たない状況が毎年続いておりました。そのためストーブの給油につきましては、平成23年1月からご自分で使用する分の灯油を給油していただくこととさせていただいております。（ご利用前の灯油は「空」の状態です。）

利用者は、一般常識的なマナーを守るとともに、利用後は十分に「確認欄」でチェックをして、お互い気持ちよく利用できるよう注意しましょう。

インターネット上に当事務所のホームページを開設しておりますので、
ぜひご覧ください。（事業の紹介、話題や予定、事業に関する申請用紙等）

ホームページのアドレスは次のとおりです。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/ek/default.htm>

* 電子メール(E-mail)のアドレスは ro-urek@city.akita.akita.jp となっております。

☆ 主な内容 ☆

○事業概要

○関連情報

- ・予算概要
- ・公共施設整備内容と進捗率
- ・事業説明会について
- ・区画整理だよりについて
- ・工事施工状況
- ・道路施工済箇所
- ・各種届出様式
- ・よく寄せられる質問・要望などについて

お知らせ

◆5月1日付け人事異動による駅東工事事務所の新体制です。

※ ○印は転入者となっております。

所長	石塚 八起
参事	○菅原 江一郎、○菊地 聰
副参事	菅原 寛行
計画工事担当	間杉主席主査、斎藤主査、工藤技師、三浦技師
換地担当	加賀谷主査、富樫主査
補償担当	渡辺主席主査、○鳥海主席主査、三浦主査、○鈴木主査、神坂技師

※ 各担当業務内容は以下のとおりです。

計画工事担当	工事設計および施工、事業計画・予算等の業務
換地担当	土地評価、換地計画等の業務
補償担当	建物および工作物の補償、その他事業に伴う損失の補償、移転計画等の業務

以上の新体制で皆様のご理解を得ながら事業の推進に努めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。

なお、事業に関するご質問のほか、下水道や私道整備など生活環境に関するご意見、ご要望等がございましたら当事務所までご連絡ください。

◆事業計画の変更について

駅東第三地区の事業計画では、平成24年度事業完了としておりましたが、残事業量や平年の予算額、社会経済情勢など、事業をとりまく厳しい環境を考慮し、事業施行期間の大幅な延長が不可欠であることから、昨年度に未整備区域の各町内会単位において説明会を実施し、以下のとおり延長しております。

○変更前 平成5年度～平成24年度

●変更後 平成5年度～平成42年度（精算期間5年間を含まず）

変更年月日 平成25年3月28日

◆私道にも公共下水道を設置します。

駅東第三地区内の東側区域で下水道の先行整備が可能な私道については、一定の条件を備えている場合、申請により市が下水道管を設置します。

設置を希望する場合は、「公共下水道私道内設置申請書」等の手続きが必要となりますので、詳細は下水道建設課へお問い合わせ下さい。

なお、当事務所でも整備可能路線を確認することができます。

問い合わせ先 秋田市上下水道局下水道建設課

電話 018-864-1455

◆道路の危険箇所について

土地区画整理事業施行地区内に限らず、道路に陥没等の危険箇所があります。当該箇所は、(電話834-2204)や道路維持課(電話864-3643)までご連絡ください。

土地売買・権利変動等に関するQ & A

Q 1 土地を売買することは可能か。

A 1 仮換地指定の有無にかかわらず、売買することは可能です。ただし、いくつかの土地をまとめて仮換地に反映している場合があります。売買する予定がある場合は、事前に事務所にご相談ください。（地権者以外の方が相談する場合は、地権者からの委任状が必要となります。）

Q 2 所有する土地の道路部分に秋田市による所有権移転請求権仮登記（寄付予約）がついているが、この土地も売買しなければならないのか。

A 2 仮登記は付いていますが所有者は地権者であり、この土地も地権者の換地として再配置される計画となっています。所有する道路部分の土地についても、必ず所有権移転を行ってください。

Q 3 仮換地を分筆して売買したいがどうすればよいか。

A 3 仮換地の分割、および従前地の地積測量図の作成等、施行者の技術的助言が必要となりますので事務所にご相談ください。

Q 4 所有权が変わった場合は、届出が必要か。

A 4 移転の連絡、区画整理だより等、事務所よりお知らせをする場合がありますので、所有権が変わりましたら、ホームページに掲載している所有権移転届出書、または相続届出書にご記入のうえ、必要書類を添付して事務所に提出をお願いします。

Q 5 土地の名義が故人になっているが、事業による移転等に支障はあるか。

A 5 故人から名義が変わっていない場合、仮換地指定や移転契約の際にすべての法定相続人（権利者）の了承が必要になり、事業に支障をきたす場合がありますので相続の手続きをお願いします。

Q 6 仮換地指定通知は再発行してもらえるか。

A 6 再発行はできませんので事業の終了まで大切に保管してください。

Q 7 固定資産税が移転前の土地面積での請求なのですが。

A 7 固定資産税については、使用収益の開始日の翌年より仮換地の面積で課税されることとなります。使用収益の開始日の通知は、移転後、仮換地の周りの工事がほぼ完了した際に送付させていただいております。

Q 8 自分の土地以外の移転先が知りたい。

A 8 個人情報として扱っているため、地権者からの委任状がない限りお答えすることは出来ませんのでご了承ください。

Q 9 土地登記の書き換えは誰がするのですか。

A 9 従前地の表題部（所在地、地目、地積等）を、事業終了時（換地処分時）に施行者である市が換地に合わせて一括で書き換えをします。ただし、所有権の移転等権利部に関してはご自身で書き換えすることになります。

その他、ご不明な点がありましたら、当事務所へお問い合わせ下さい。

平成 25 年度 道路整備予定箇所
(24 年度 繰越し箇所を含む)

